

答申第 297 号

平成 18 年 2 月 16 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書一部公開処分に関する第三者からの不服申立てについて（答申）

平成 17 年 12 月 22 日付けで諮問された特定の指定管理者公募に係る応募書類一部公開の件（諮問第 373 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

不服申立人が特定の施設の指定管理者公募に関して神奈川県に提出した応募書類を一部公開するとしたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が特定の施設（以下「本件施設」という。）の指定管理者公募に関して神奈川県（以下「県」という。）に提出した応募書類（以下「本件行政文書」という。）を、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成 17 年 12 月 9 日付けで、一部公開するとした処分（以下「本件処分」という。）のうち、次に掲げる公開情報（以下「本件情報」という。）を非公開とすることを求める、というものである。

本件情報	本件情報が記載された文書の名称
総合的な管理運営方針の一部	提案書 1
収支計画書及び収支積算内訳書	提案書 1 附属書類
参加意欲及び抱負等の一部	提案書 2
維持管理の考え方の一部	提案書 3
執行体制の内容の一部	提案書 5
勤務ローテーションの一部及び委託業務の一部	提案書 5 附属書類
緊急時の体制の一部	提案書 6
人材の育成計画の一部	提案書 7
諸規定の整備の一部	提案書 8
安全管理の一部	提案書 9
利用者への対応の一部	提案書 10
利用促進方策の一部	提案書 11
地域や関係機関との連携の一部	提案書 12
自主事業の運営の一部	提案書 13
表 1 から表 10	添付書類

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が本件情報について、公開することにより不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 2 号に該当しないとした本件処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 実施機関は、本件施設の指定管理業務に関する事業計画（以下「本件事業計画」という。）における提案内容について、事業者のノウハウを認めながらも、そのすべてが条例第5条第2号に該当するものではないと説明するが、具体的な理由が明らかにされていない以上、当否の判断をなし得ないものであり、承服できない。

イ 不服申立人は、本件施設の指定管理者の公募に関しては、不服申立人が持つノウハウを駆使しており、その資料や価格決定の基礎となった数字等がそのままの形で競争業者等の第三者に公開されることは、今後の受注活動に当たって手の内をさらけ出されることを意味し、まさにその不利益は具体的で差し迫ったものであり、実施機関が説明する抽象的なおそれにとどまるものではない。実施機関の説明は、それらの危険の実態を全く理解しないものといわざるを得ず、理由もなく不服申立人の不利益を無視するものであって、その判断には重大な過失がある。

ウ 本件情報には、事業ノウハウ、収支計画、コスト内訳、内部管理に関する情報等があるため、これらが外部流出することによって不服申立人が被る不利益を主張しているにもかかわらず、実施機関はその理由も明らかにせず、不利益を被っても不服申立人はこれを甘受すべきという。

しかし、本件情報は本件行政文書の一部であることから、本件情報を非公開としたとしても、情報公開の制度趣旨にもとめることはあり得ず、本件情報を何らの制約もなく公開しなければならないとする必要性は、公益優先という概念的説明だけでは到底説明し得るものではない。

エ 実施機関は、本件事業計画の内容は、本件施設の管理が具体的に実施された段階では公知となると説明するが、例えば、コスト内訳や内部管理に関する情報等の事業ノウハウのすべてが公知となる訳ではなく、強引な結論であり説得力がない。

### 3 実施機関（県土整備部都市整備公園課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件情報を公開するとした理由は、次のとおりである。

( 1 ) 指定管理業務の公共性について

本件行政文書は本件施設の指定管理者の公募に応じて提出されたものであり、加えて不服申立人は本件施設の指定管理者に選定された団体であることから、実施機関としては不服申立人を含め指定管理者の選考過程を明らかにする説明責任がある。

指定管理者の行う指定管理業務とは、県に代わり公の施設の管理、運営を行うという極めて高い公共性を有することから、その応募書類については、通常の許認可申請書類とは性格を異にし、公開に対する要請はより強いものがある。

( 2 ) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 一般的には、指定管理業務に関する事業計画における提案内容をはじめ、構成力、視覚的訴求力その他の表現上の技巧は、指定管理者の選考において他の応募者との差別化を図り、競争上の優位を獲得するためのノウハウに属するものであるといえる。しかしながら、条例上、法人や団体等がノウハウと考える内容のすべてが直ちに条例第 5 条第 2 号に該当するものではないことは明らかである。加えて不服申立人が考える不利益とは、いまだ潜在的なおそれにとどまるものであり、かつ、前記( 1 )で述べたような指定管理業務の持つ公共性等にかんがみると、不服申立人が被るかもしれない不利益と公開による公益の実現との比較衡量の結果、後者が前者を優越するというべきである。

イ 仮に、本件情報中に不服申立人のノウハウや内部管理に関する情報があり、競争上の何らかの不利益を被ることがあるにしても、不服申立人はその不利益を甘受すべきものであると思われ、また、本件事業計画に係る部分については、本件施設の管理が実施された段階ではその概要が公知となるべきものである。

ウ 不服申立人から提出された平成17年11月18日付けの反対意見書( 条例第12条第 3 項に規定する公開に反対の意思を表示した意見書をいう。)の内容を検討したが、その内容は、本件情報が公開されることにより不服申立人の競争上の地位を害するおそれがあることを一般的、抽象的に述べているにすぎず、実施機関が条例第 5 条第 2 号に該当しないとして

本件情報を公開する必要があるとした判断を覆すに足る説明がなされているものとは認められない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件不服申立てについて

不服申立人は、条例第 12 条第 3 項に規定する第三者であり、本件不服申立ての対象は、本件情報である。不服申立人は、本件情報について、条例第 5 条第 2 号に該当する旨主張している。

##### (2) 本件情報について

実施機関は、次に掲げる本件情報については、条例第 5 条第 2 号に該当しないとして、公開の決定を行ったことが認められる。

- ア 総合的な管理運営方針の一部
- イ 収支計画書及び収支積算内訳書
- ウ 参加意欲及び抱負等の一部
- エ 維持管理の考え方の一部
- オ 執行体制の内容の一部
- カ 勤務ローテーションの一部及び委託業務の一部
- キ 緊急時の体制の一部
- ク 人材の育成計画の一部
- ケ 諸規定の整備の一部
- コ 安全管理の一部
- サ 利用者への対応の一部
- シ 利用促進方策の一部
- ス 地域や関係機関との連携の一部
- セ 自主事業の運営の一部
- ソ 表 1 から表 10

##### (3) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

ア 本件情報のうち、前記(2)ク、セ及びソに掲げる情報を除く情報は、本件施設の管理運営に係る情報であると認められる。

同クに掲げる情報は、本件施設の管理運営に携わる職員の資質向上の

方策に係る情報であると認められる。

同セに掲げる情報は、本件施設の管理と密接に関係する自主事業の管理運営に係る情報であると認められる。

同ソに掲げる情報は、本件施設の管理運営に関し作成される報告書等の様式並びに維持管理及び事業活動の計画表並びに要望対応フローに係る情報であると認められる。

以上のとおり、本件情報は、いずれも本件施設の管理運営に係る情報又は管理運営に密接に関係する業務に係る情報であると認められる。

イ 不服申立人は、本件情報には、不服申立人の事業ノウハウ、収支計画、コスト内訳、内部管理に関する情報等があるため、競争業者等の第三者に公開されることは、今後の受注活動に当たって手の内をさらけ出されることを意味し、不利益は具体的で差し迫ったものであると主張している。

ウ 当審査会で調査したところ、不服申立人は、平成17年10月18日付けで県から本件施設の指定管理者として指定されており、その指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までとされていることが認められる。

指定管理者の情報公開について、条例第25条の2第1項は、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書等であって、当該指定管理者において管理しているものの公開に努めるものとする規定している。

本件情報は、同項に規定されている文書等には該当しないものの、指定管理者の公募に応じて提出された本件行政文書の一部であり、既に述べたように、不服申立人が本件施設の指定管理者に指定されていることを考慮すると、同項の趣旨に十分配慮する必要があると考えられる。

エ また、条例第1条が、公正で開かれた県政の実現を図り、もって県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的とする規定していることを考慮すると、本件情報が条例第5条

第2号本文に該当するかどうかの判断に当たっては、本件情報を公開することによって得られる利益と、非公開とすることによって得られる利益との比較衡量が求められていると考えられる。

そして、この比較衡量に当たっては、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴う県の説明責任に配慮することは当然であり、同様の趣旨を実施機関が述べていることは、当審査会としても理解できるところである。

オ 以上のことを総合的に判断すると、本件情報を公開することによって、不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認めることはできないことから、本件情報は、条例第5条第2号に該当しないと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 12 月 27 日	諮問書を受理
12 月 27 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 18 年 1 月 13 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
1 月 16 日 (第 54 回部会)	審議
1 月 27 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
2 月 6 日 (第 55 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 18 年 2 月 16 日現在) (五十音順)